

殻付き鶏卵生産衛生管理システム(GPセンター)

生産衛生管理区分		No.	認 証 基 準〔別表第3-2(5)(6)(7)〕
施設・設備の要件	施設	1, 1 *	原料卵保管施設・洗卵・乾燥・検卵施設・選別・包装施設・製品保管施設等は、隔壁などにより他の施設から隔離されていること。
		1, 2 *	原料卵保管施設、洗卵・乾燥・検卵施設、選別・包装施設、製品保管施設には、少なくとも一箇所、従事者用の流水式手洗い設備が設けられていること。
	設備	1, 3	施設で、水道水以外の水を使用する場合は、殺菌用消毒装置又は浄化装置が備えられていること。
施設・設備の保守・衛生管理	施設	2, 1 *	原料卵保管施設・洗卵・乾燥・検卵施設・選別・包装施設・製品保管施設等は、整理・整頓され、定期的に清掃を行うこと。
		2, 2	施設は防そ対策を講じること。また、対策の内容を示した「衛生動物・衛生害虫防除マニュアル」が作成されていること。
	設備	2, 3 *	原料卵から製品卵の包装までの卵が直接接触する工程ラインの洗浄・消毒方法、実施頻度、使用薬剤名とその濃度が示されていること。
		2, 4	消毒装置又は浄化装置を設置している場合は、その装置が正常に作動しているかどうかを毎日点検すること。
機械、器具の保守・衛生管理	機械器具	3, 1 *	卵に直接接触する機械・器具類の洗浄・消毒方法が示されていること。また、実施頻度、使用薬剤名とその濃度が示されていること。
		3, 2 *	検卵機器、選別機器の消毒を適宜行うこと。使用薬剤名及びその濃度について示されていること。
		3, 3 *	養鶏場から原料卵を搬入したトレイ、コンテナ、ラックは、使用後洗浄、消毒すること。また、使用薬剤名とその濃度が示されていること。
		3, 4	機械・器具類の保守点検方法、実施頻度が示されていること。記録には、実施日、実施者名、機械・器具類の名称、点検の結果が含まれていること。
		3, 5	計測機器の校正及び保守点検について、実施方法が示されており、その実施日、実施者名、機器の名称、校正の結果が記録されていること。
原材料の受け入れ要件と管理	原料卵	4, 1 *	腐敗卵、カビ卵、重度破卵(液漏れをしている卵)、孵化中止卵(孵化させるための加温を中止した卵)、破卵、重度汚卵及び軟卵は、食用にしないこと。
		4, 2 *	産卵日、採卵日、採卵量を記録すること。原料卵を他の養鶏場から受け入れる場合にあつては、養鶏場毎に搬入年月日、搬入量(個数又は重量)、採卵養鶏場の所在地及び氏名を併せて記録すること。
		4, 3 *	原料卵を他の養鶏場から受け入れる場合には、採卵養鶏場ごと、搬入年月日ごとに区別、整理して保管すること。
	容器包装	4, 4 *	包装(外包装)及び容器包装は、衛生的で清潔なものを用いること。
卵の取り扱い	洗卵・検卵	5, 1 *	自動洗卵器具が正常に作動するかどうか確認し、準備を適切に実施していること。
		5, 2 *	洗卵の洗浄水の温度は、30℃以上かつ、原料卵の温度より5℃以上(8℃以下で保存された原料卵については、原料卵の温度より5℃以上)高くすること。(CCP関連)
		5, 3 *	洗浄水は、150ppm以上の次亜塩素酸ナトリウム溶液、これと同等以上の効果を有する殺菌剤、または殺菌装置を用いること。(CCP関連)
		5, 4 *	洗卵は、原則として流水式で行い、水道水以外の水を使用する場合は、年1回以上、飲用適格の水(食品衛生法施行条例施行規則第16条別表第2と同等以上の検査に適合)であることを確認すること。
		5, 5 *	検卵は、透過光線、その他正常卵と破卵等を的確に選別できる方法を用いて行うこと。
		5, 6 *	検卵に当たっては、原料卵を区分[正常卵・破卵(A級・B級・C級)・汚卵・軟卵・食用不適卵(D級破卵・異物混入卵・血玉卵・みだれ卵)]に基づき、選別すること。

卵の取り扱い	洗卵・検卵	5, 7 *	A級～C級破卵並びに軟卵、洗浄しても汚れの残る汚卵は、液卵又は加熱加工用以外の用途で出荷しないこと。
		5, 8 *	D級破卵、異物混入卵、血玉卵及びみだれ卵は、食用にしないこと。
	鶏卵保管	5, 9 *	卵の保存温度及び保管期間についての管理方法が示されていること。また、不適な場合の是正措置が示されていること。
	検査	5, 10 *	卵殻及び卵のサルモネラ属菌の検査(製品卵)を年1回以上実施すること。検査方法は、「食品衛生法検査指針 微生物編(追補Ⅱ)」に準じて行うこと。
	回収	5, 11 *	卵の回収方法等を示した回収プログラムが作成されていること。回収方法の手順には、回収に係る責任体制、当該施設を管轄する都道府県等への報告等について示されていること。
運卵搬の	出荷	6, 1 *	搬送用のトレイ、コンテナ、ラック等は、洗浄・消毒すること。使用薬剤名が示されていること。
卵出荷に関する意識・	情報伝達	7, 1	原料卵や製品卵の識別管理を行うため、識別単位となるロット(同一採卵日・同一養鶏場(鶏舎単位、鶏舎群単位、養鶏場単位))を定め、番号を付与し、鶏卵とその生産流通履歴情報との対応関係を記録していること。
		7, 2	フードチェーン各業者間(養鶏場、GPセンター、卸売業、小売業)において共有すべき情報内容や伝達方法について示され、その実施に努めること。
	表示	7, 3	適正な食品表示を行っていることが確認できること。
びの従事者等 訓練・衛生教育	教育訓練	8, 1	「従事者の衛生教育プログラム」が作成されていること。また、実施記録(教育・訓練名、実施日時、教育・訓練の目的、教育内容)及び検査結果が2年間以上保管されていること。
その他	危機管理	9, 1	「サルモネラ陽性の場合の対応マニュアル」が作成されていること。
	内部検証	9, 2	定期的な内部監査を実施し、その結果とられた是正措置について記録をすること。また、システムの見直しを年1回以上行い、記録(実施日、実施者名、検証の結果)をすること。これらの記録は、2年間以上保管すること。

○養鶏場と同一敷地内で卵の最終洗卵、検卵、選別、包装を行う施設は、*の基準を適用する。

○検卵に当たっては、原料卵を次表に掲げる区分を参考に、選別すること。

ア	正常卵	
イ	A級破卵	透過光線により発見されるひびが見られるもの
ウ	B級破卵	卵殻が破れているが卵殻膜は破れていないもの
エ	C級破卵	卵殻及び卵殻膜が破れているもの
オ	D級破卵	卵殻膜が破れ液漏れしているもの
カ	汚卵	ふん便、血液、卵内容物、羽毛等により汚染されているもの
キ	軟卵	卵殻膜が健全であり、かつ、卵殻が欠損し、又は希薄であるもの
ク	異物混入卵	異物が混入しているもの
ケ	血玉卵	血液が混入しているもの
コ	みだれ卵	卵黄が潰れているもの。ただし、物理的な理由によるものを除く